

原子力災害時における避難手段の確保について

平成 29 年 8 月 24 日
島根県防災部原子力安全対策課
鳥取県危機管理局原子力安全対策課

1. これまでの取組み

- (1) 島根地域原子力防災協議会作業部会では、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に取り組んでおり、この中で、平成 27 年度に「原子力災害時における避難方法等の実態把握調査」を実施
- (2) この調査結果を、輸送手段の確保対策等の検討に活用し、具体的な輸送手段確保に向けた取組みを実施

2. バス協会、タクシー協会との協定締結等

- (1) 中国バス協会総会や中国ハイヤー・タクシー連合会総会等において、内閣府、島根県及び鳥取県より原子力災害時の避難住民の輸送等について協力を依頼
- (2) 内閣府において民間事業者との協力協定で定めておくべき内容について明示
- (3) 島根県及び鳥取県が、バス輸送について中国地方 5 県のバス協会と、福祉タクシー輸送について中国地方 5 県のタクシー協会と緊急輸送の協力を要請する際の必要事項について取り決める協定をそれぞれ締結（H29. 4. 17、H29. 7. 24）

（協定の主な項目）

- ・ 緊急輸送等への協力
- ・ 協力要請の基準（被ばく線量限度の提示）
- ・ 協力要請する業務及び方法
- ・ 業務実施に伴う費用負担及び補償

3. 取組状況及び今後の対応

- (1) 具体的な要請手順等を定めた要請要領策定に向けて、関係機関と調整中
- (2) 平成 29 年度原子力防災訓練において、原子力災害時における避難バス等の派遣要請に係る通信訓練（一部実参集）を実施予定
- (3) 事業者向けの放射線等に係る研修会開催に向けて調整中

原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

島根県及び鳥取県（以下「県」という。）と、広島県バス協会、鳥取県バス協会、島根県旅客自動車協会、岡山県バス協会及び山口県バス協会（以下「県バス協会等」という。）は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、原子力災害時等に県が県バス協会等の協力を得て、その会員のバスによる緊急輸送等の協力を求めるときに必要な事項について定めるものとする。

(要請)

第 2 条 県は、原子力災害時等において、第 4 条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、県バス協会等又はその会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書で協力を要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する要請は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。

3 県バス協会等の会員は、第 1 項の規定により県から協力を要請を受けたときは、県の必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

(要請の基準)

第 3 条 原子力災害時等において、県は、従事者の業務の実施による被ばく線量による予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを下回る場合に、前条の規定により県バス協会等の会員に対して協力を要請するものとする。

(業務内容)

第 4 条 この協定により、県が県バス協会等又はその会員に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 避難住民等の輸送業務
- (2) その他県が必要とするバスによる支援業務

(業務報告)

第 5 条 県バス協会等の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書で要請を行った県（以下「要請県」という。）に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出するものとする。

(費用負担)

第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により県バス協会等の会員が実施した業務に要した費用は、要請県が負担するものとし、その費用は通常の発費として要請県と県バス協会等が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第 7 条 県バス協会等の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請県に請求するものとする。

2 要請県は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 県バス協会等の会員が供給したバスが第 4 条の業務実施中において、故障、事故その他の理由により運行できなくなったときは、県バス協会等又はその会員は、速やかに代替バスを手配するなど、運行の継続に努めるものとする。

2 県バス協会等は、第 4 条の業務の実施に際し事故等が発生したときは、要請県に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第 9 条 県バス協会等又はその会員が第 4 条の業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が汚損し、若しくは損傷したときは、要請県は、次に掲げる場合を除き、当該県が従事者の故意又は重大な過失による場合

(1) 当該損害が従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、県バス協会等及びその会員又は従事者が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 県バス協会等は、その会員に対して前項の補償の責任を負わないものとする。

(県が実施する事項)

第 10 条 県は、県バス協会等の会員の原子力災害時等における緊急輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 県と県バス協会等間の連絡体制の整備及び県バス協会等の会員が緊急輸送等を行う際に関係者と従事者とは常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会を提供

(3) 県バス協会等の会員に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の緊急輸送等に必要
な情報その他関連する情報の県バス協会等の会員への迅速な提供

(5) 車両の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、県は県バス協会等と事前に協議するもの
とし、県バス協会等は県に協力するものとする。

(資料提供)

第11条 県バス協会等は、保有するバスの台数等の資料を毎年度1回県に提出するも
のとする。

(連絡担当者)

第12条 この協定の実施に当たり、県と県バス協会等はあらかじめ連絡担当者を定め、
災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(個別協定等との関係)

第13条 この協定は、県がバスによる緊急輸送に関して、県バス協会等と個別に締結
する協定等の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、鳥根県又は鳥取県、
県バス協会等からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するも
のとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた
ときは、その都度、県、県バス協会等が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有し、県
バス協会等の会員は本書の写しを保有するものとする。

平成29年4月17日



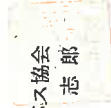
鳥根県
島根県知事 溝口 善兵衛



鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治



公益社団法人広島県バス協会
会長 椋田 昌夫



一般社団法人鳥取県バス協会
会長 澤 志郎



一般社団法人島根県旅客自動車協会
会長 大谷 厚郎



公益社団法人岡山県バス協会
会長 小嶋 光倍



公益社団法人山口県バス協会
会長 河内 秀夫

原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書

鳥取県及び鳥取県（以下「県」という。）と、鳥取県旅客自動車協会、鳥取県ハイヤータクシー協会、岡山県タクシー協会及び山口県タクシー協会（以下「県タクシー協会等」という。）は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における緊急輸送等に関する、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、原子力災害時等に県が県タクシー協会等の協力を得て、その会員の福祉タクシー（道路運送法第 4 条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、一般タクシー事業者が使用する福祉の用に供する自動車。以下同じ。）による緊急輸送等の協力を求めるときに必要な事項について定めるものとする。

(要請)

第 2 条 県は、原子力災害時等において、第 4 条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、県タクシー協会等又はその会員に対し、業務の内容及び期間等を指して文書で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する要請は、緊急輸送等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。

3 県タクシー協会等の会員は、第 1 項の規定により県から協力要請を受けたときは、県が必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

(要請の基情報)

第 3 条 原子力災害時等において、県は、従事者の業務の実施による被ばく線量の子測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを下回る場合に、前条の規定により県タクシー協会等の会員に対して協力を要請するものとする。

(業務内容)

第 4 条 この協定により、県が県タクシー協会等又はその会員に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 避難する要配慮者等の輸送業務
- (2) その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務

(業務報告)

第 5 条 県タクシー協会等の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を県タクシー協会等を経由して、要請を行った県（以下「要請県」という。）

に文書で報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出するものとする。

(費用負担)

第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により県タクシー協会等の会員が実施した業務に要した費用は、要請県が負担するものとし、その費用は通常の実費として要請県と県タクシー協会等が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第 7 条 県タクシー協会等の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請県に請求するものとする。

2 要請県は、前項の請求があつた場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等への対応)

第 8 条 県タクシー協会等の会員又は従事者が第 4 条の業務実施中において、福祉タクシーの故障、事故等により運行できなくなつたときは、速やかに県タクシー協会等に連絡し、代替車両を手配するなど緊急輸送等の継続に努めるものとする。

2 県タクシー協会等は、前項の事故等が発生したときは、要請県に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第 9 条 県タクシー協会等又はその会員が第 4 条の業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となつたとき、又はその業務に使用した車両が汚損し、若しくは損傷したときは、要請県は、次に掲げる場合を除き、当該県の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

(1) 当該損害が従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、県タクシー協会等、その会員又は従事者が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであつて、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 県タクシー協会等は、その会員に対して前項の補償の責任を負わないものとする。

(県が実施する事項)

第 10 条 県は、県タクシー協会等の会員の原子力災害時等における緊急輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県と県タクシー協会等、その会員及び従事者間の緊急輸送等にかかる連絡体制の整備並びに常時連絡を取るための通信手段の確保
- (2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

- (3) 県タクシー協会等の会員に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の配布体制の整備
- (4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の緊急輸送等に必要な情報その他関連する情報の県タクシー協会等の会員への迅速な提供
- (5) 緊急輸送に従事する車両の明示及び車両の円滑な誘導等の実施
- (6) 従事者の被ばく検査の実施
- (7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、県は県タクシー協会等と事前に協議するものとし、県タクシー協会等は県に協力するものとする。

(資料提供等)

第11条 県と県タクシー協会等は相互に必要な資料や情報を提供することとし、県タクシー協会等は、保有する福祉タクシーの台数等の資料を毎年度1回県に提出するものとする。

(連絡担当者)

第12条 この協定の実施に当たり、県と県タクシー協会等はあらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(個別協定等との関係)

第13条 この協定は、県が福祉タクシーによる緊急輸送に関して、県タクシー協会等と個別に締結する協定等の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は県タクシー協会等からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、県、県タクシー協会等が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有し、県タクシー協会等の会員は本書の写しを保有するものとする。

平成29年7月24日

島根県

島根県知事

溝口 善兵衛



鳥取県

鳥取県知事

平井 伸治



一般社団法人島根県旅客自動車協会
会長 大谷 厚郎

一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会
会長 船越 克之

一般社団法人岡山県タクシー協会
会長 梶川 政丈

一般社団法人広島県タクシー協会
会長 小野 正博

一般社団法人山口県タクシー協会
会長 森橋 律夫



「避難者受入ガイドライン」等の作成について

1. 趣旨

- ・ 避難受入れの要請を行う島根県として、受入れに当たって必要と考えられることを示し、関係者間で認識の共有を図るため、国の「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」等を参考に、「避難者受入ガイドライン」(案)を作成し、下記2. のとおり受入自治体との意見交換を実施
- ・ 「避難者受入ガイドライン」(案)には、「避難経由所・避難所運営マニュアル」のひな形(案)も添付

2. 意見交換実施状況

(1) 県外避難

	岡山県	広島県
形 式	説明会	個別訪問
実 施 日	6月2日	5月18日～8月16日
参加市町村	20(7市町村欠席)	22
対応者	島根県、松江市、安来市、 内閣府	島根県、松江市、出雲市、 雲南市、内閣府
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等の運営に人的支援が必要 ・ 国や県、避難元自治体からの物資支援が必要 ・ 渋滞発生への懸念 ・ 広域避難受入れに係る訓練実施の見通し ・ 島根県広域避難計画記載の避難所施設と現況の確認が必要 	

(2) 県内避難

- ①形式 個別訪問
- ②実施日 8月8日～8月31日
- ③参加市町 11市町
- ④対応者 島根県、松江市

3. スケジュール等

受入れ自治体に対して改めて意見照会を行った上で、(島根県内市町は意見交換終了後)、9月末を目途に「避難者受入れガイドライン」を策定

なお、並行して、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の収容数量調査を実施

原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドラインの項目
(県外避難の例)

1. 基本的事項

- (1) 目的
- (2) 前提
- (3) 体制等
- (4) 国・県等の支援等
- (5) ガイドラインの実効性向上及び更新
- (6) 避難の対象地域及び避難先地域
 - 1) 岡山県
 - 2) 広島県

2. 事前対策

- (1) 情報の収集・連絡体制等の整備
 - 1) 情報の提供と連絡体制の確立
 - 2) 避難元と避難先との連絡体制
 - 3) 関係者間の情報共有及び支援体制
- (2) 避難者受入体制の整備
 - 1) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所
 - 2) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・運営のための体制の確保
 - 3) 基礎的情報の提供
 - 4) 食糧及び生活必需品、避難経由所からの移動手手段等の確保・供給のための体制の整備
 - 5) 避難退域時検査及び簡易除染
 - 6) ボランティアとの連携

3. 原子力災害時等の対応

- (1) 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置
 - 1) 原子力災害対策指針に基づく EAL の考え方
 - 2) 原子力災害対策指針に基づく UPZ の防護措置の考え方 (OIL)
- (2) 情報の収集・連絡、緊急連絡
 - 1) 情報の収集
 - 2) 避難元と避難先との連絡調整
 - 3) 関係者間の情報共有及び支援
- (3) 避難者受入活動
 - 1) 避難の方法
 - 2) 避難者受入手順
 - 3) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体
 - 4) 避難経由所の運営
 - 5) 避難所の運営
 - 6) 広域福祉避難所の運営
 - 7) 食糧及び生活必需品等の確保・供給
 - 8) 避難所等の運営に関する業務の委託
 - 9) 相談窓口の設置
- (4) 費用負担

4. 避難所の運営・管理及び撤収

用語解説

原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル（ひな形）の項目 （県外避難の例）

第1章 原子力災害時等の対応

1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置
2. 受入対象の避難地域
3. 連絡体制
4. 避難者受入活動

第2章 基本方針

1. 避難所運営マニュアルの基本方針
2. マニュアル対象者

第3章 避難所経由所の開設・運営

1. 避難経由所設置の目的
2. 避難経由所の概要
3. 避難経由所の開設・運営方法

第4章 避難所の開設

1. 全体的事項
2. 施設の解錠・開門
3. 避難所の開設準備
4. 避難者の受入れと誘導
5. 市（町村）への連絡
6. 避難所開設の周知・広報
7. 食糧・物資等の管理、配給
8. 体調不良者への対応

第5章 避難所の運営・管理

1. 全体的事項
2. 避難所運営委員会設置以前の対応
3. 避難所運営委員会の設置

第6章 避難所の撤収

1. 全体的事項
2. 情報の提供
3. 避難所集約に伴う移動
4. 避難所の閉鎖時期、撤収準備等避難者への説明
5. 避難所閉鎖後の正常業務体制の準備
6. 避難所撤収準備

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正概要

1. 目的

国の防災基本計画の修正や、近年の県の取組み等を反映するため、地域防災計画を修正

2. 前回の主な修正点

- (1) 地域原子力防災協議会の設置
- (2) 医療体制の見直し
- (3) 国の原子力防災体制・組織の見直し

3. 今回の主な修正項目

- (1) 熊本地震を踏まえた屋内退避方法の見直し
 - ・ 自然災害により自宅等で屋内退避できない場合には、近隣又は地震等の影響のない避難所等へ避難させるなど状況に応じ柔軟に対応
- (2) 島根県原子力災害業務継続計画の策定に伴う応急業務の整理等
 - ・ 原子力災害時の応急業務及び動員体制を規定
 - ・ 災害対策本部事務局の体制を強化
 - ・ 県庁等が所在する地区に避難等指示が出された場合の対応を規定
 - ・ 原子力防災業務に従事する者の研修等を実施
- (3) 緊急時モニタリング体制の整備
 - ・ 専門的知識を持つ職員が多数必要となる緊急時モニタリング業務について、県の化学職採用職員を中心とした動員体制を整備

4. 今後のスケジュール

パブリックコメントの実施	7月31日（月）～8月31日（木）
島根県防災会議で審議	10月10日（火）

島根県原子力災害業務継続計画（案）の概要

1. 主な内容

(1) 原子力災害時に県が実施すべき業務及び段階ごとの動員体制

例：最大動員時（O I L 2 段階）

県職員数 3,682 人（警察、県立学校は除く）
 出勤困難職員数 527 人（30km 圏内の職員の約 2 割が出勤困難と想定）
 出勤可能職員数 3,155 人（1 日当たり人数）

業務名	業務内容	動員数
応急業務	各所属で実施する災害対策本部業務	777 人
優先通常業務	中断すると住民の生活等に重大な影響を及ぼす業務	888 人
特定業務	多数を動員して実施する避難退域時検査業務等	1,490 人

なお、特定業務の具体的な動員方法については、資機材の導入計画や電力事業者・他地域自治体からの支援体制等を勘案し、今後検討

(2) 県庁等が所在する地区に避難等指示が出された場合の対応

- ① 応急業務については、住民避難完了後、出雲合同庁舎へ移転し業務を継続
 ただし、避難等指示が出された時点で、県庁舎の放射線防護設備を稼働
- ② 優先通常業務については、避難等指示が出された時点で、県立浜山体育館へ移転し業務を継続（屋内退避指示が出されている間は、県庁等で屋内退避を継続）
 なお、児童相談所等については、早い段階で類似施設へ移転することも可能

(3) 災害対策本部事務局の機能・体制

避難先との連絡調整や避難車両の確保等、広域避難に係る業務は、密接な連携が必要なことから事務局で一括して実施することとし、併せて、職員も関係業務を所管する各所属から事務局へ集約（13 課、35 名）

(4) 研修等の実施

避難退域時検査業務等を円滑に実施するため、全庁の職員を対象とした研修を計画的に実施するほか、避難退域時検査業務のチームリーダー等、経験が必要な業務に従事する職員の確保のため、庁内に人材登録制度を創設

2. 今後の予定

地域防災計画（原子力災害対策編）の関係部分を修正

（7月31日～8月31日 パブリックコメント、10月10日 防災会議）

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目（案）について（平成 29 年度）

平成 29 年 8 月 24 日
鳥取県危機管理局

鳥取県地域防災計画については、平成 27 年 8 月に一部修正を行ったところですが、原子力防災訓練の教訓や国の制度見直し等を踏まえ修正を予定しています。想定している主な修正項目（案）は以下のとおりです。

1 原子力防災施設・資機材に係る整備

- ・原子力環境センターの整備等に伴うモニタリング結果の集約・共有及び公表の迅速化
- ・住民及び車両の検査及び除染体制の整備（車両用ゲートモニタ、大型車両用除染用設備及び資機材）
- ・移動式ホールボディカウンタの更新整備
- ・安定ヨウ素剤の希望者への事前配付

2 原子力防災訓練等を通じた見直し

- ・原子力防災アプリによる住民への情報伝達の実施を追加
- ・避難オペレーション支援システムによる輸送計画の迅速な作成を追加
- ・避難退域時検査の迅速かつ適切な実施のための資機材の標準化と一括管理を追加
- ・円滑な避難を目的とした警察等実動機関の現地調整の実施を追加
- ・避難実施状況、道路状況等のドローンによる情報収集体制の整備を追加 等

3 放射線防護対策施設の機能強化

- ・備蓄を行った食糧、燃料等の不足が想定される場合の物資補給を明記 等
- ・既設のモニタリングポストから 1 k m 以上離れている施設への簡易型電子線量計の整備を明記

4 国の制度見直しの反映**（原子力災害対策指針の改正等）**

- ・原子力災害医療体制の見直し（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）
- ・人形峠環境技術センターは原子力災害対策重点区域を有しないが、本県及び三朝町は原子力事業所の敷地内で防護措置が必要となる事象の発生に備えて防災対策を構築する区域として位置付け。
- ・実用発電用原子炉の E A L の見直し及び核燃料施設の E A L の追加

（防災基本計画の修正等）

- ・屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、県又は市の独自判断で避難指示を行うことができる等、複合災害も想定した避難、屋内退避の考え方等を追記
- ・緊急時に安定ヨウ素剤を配付することが困難と想定される地域に関しては、平時に事前配付を行うことを追加
- ・実動組織の協力の追記（住民の支援や原子力災害収束に向けた対応の支援）

(参考：平成 27 年 8 月の修正概要)

1 原子力防災施設・資機材に係る整備

- ・緊急事態対処センターの整備、ホールボディカウンタ及びモニタリング情報共有システムの追加整備等のモニタリング体制の強化を反映

2 原子力防災訓練等を通じた見直し

- ・原子力防災訓練で新たに取り組んだ避難退域時検査等の実施手順を追加
- ・避難退域時検査等の際の避難住民への支援（情報提供等）を追加
- ・人形峠環境技術センターで想定されるフッ化水素への対応時の留意事項を追加

3 原子力安全顧問の設置等、防災体制の強化

- ・より柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るため、原子力安全顧問を設置（従前の原子力防災専門家会議を廃止）したことに伴う修正

4 国の制度見直し等の反映

- ・防災基本計画の修正（地域原子力防災協議会の設置等）
- ・原子力災害対策指針の修正（国際基準の考え方等を踏まえたU P Z外の防護措置等）
- ・国の原子力防災体制の見直し（内閣府への専任体制に移行）
- ・緊急時モニタリング計画の策定（島根県と連携し従前の計画を標準化）
- ・活用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合の活用を追加

ダウンロード
無料

鳥取県原子力防災アプリ



鳥取県公式アプリ誕生!

平常時



- 原子力防災や住民避難に関する各種情報を速やかに提供するアプリが誕生!
- モニタリング情報や避難指示が直ぐに確認できます!
- 防災情報(気象情報、あんしんトリピーメール、県からのお知らせ)や渋滞情報も確認できます!



緊急時には、画面が自動で切り替わり、緊急事態の発生をお知らせ

緊急時

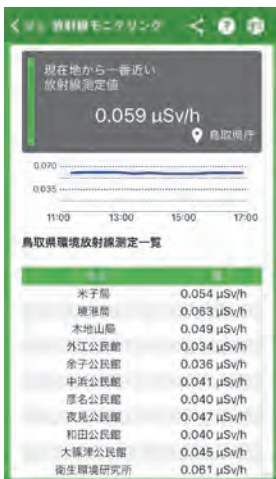
App Store または
Google Play でダウンロードできます。

鳥取県 原子力 で、検索



AppleとAppleロゴは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google Playロゴは、Google Inc.の商標です。

POINT 1

モニタリング情報が
確認できる

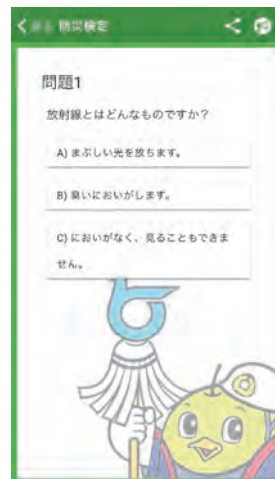
POINT 2

避難経路が
検索できる!

POINT 3

ハンドブックが
確認できる!

POINT 4

防災検定で
力試し!!

POINT 5

避難指示等も
確実に伝わる

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271

電話：0857-26-7974 FAX：0857-26-8805

e-mail：genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

